

○基本的な動き

1 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合

- (1) 原則として通常どおりの教育活動を行う。
- (2) 登下校中に発表された場合は安全を確保する。また、通学方法に合わせた対応方法は下記のとおりとする。

対象児童生徒	対 応
自力通学生 (スクールバス 停までの自力 通学生を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通機関乗車中や駅構内では、駅乗務員の避難誘導に従い、安全な場所で待機する。必要に応じて待機場所まで保護者の方に迎えを依頼する。</li> <li>・自転車通学生で所在が確認できない生徒については、保護者の方に通学経路に沿って安全確認を依頼する。</li> </ul>
スクールバス利用の児童生徒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールバスは通常どおり運行するが、安全確保ができない場合はその時点で運行を中止とする。</li> </ul>
送迎の児童生徒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登下校の時間は、通常どおりとする。</li> </ul>

- (3) 校外学習については、発表後に出発の場合は一時見合わせ、校外で活動中の場合はいつでも帰校ができるように準備する。

2 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された後、以下の臨時情報(1)から(3)が発表された場合

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の場合

- ・児童生徒の安全確保に留意しながら原則として通常の授業や行事を行うが、状況によって臨時休校とする。
- ・校外学習については、発表後に出発の場合は延期（中止）し、校外での活動中の場合は速やかに帰校させる。
- ・授業終了後に児童生徒を速やかに帰宅させるが、本部が中心となって適切な情報を収集し、下校方法について判断する。必要に応じて、引渡し体制へ移行することも視野に入れる。保護者にはおって連絡する。帰宅や引き渡しのできない児童生徒は待機させる。
- ・児童生徒等の登下校の状況を勘案して、必要と判断した場合には、臨時情報（巨大地震警戒）発表時から原則として1週間の臨時休業とする。

※地震発生から1週間後、国からの発表、社会状況等に応じて(2)に準じた対応へ移行する。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の場合

- ・通常どおりの教育活動を行う。
- ・校外学習については、発表後に出発の場合は一時見合わせ、校外での活動中の場合はいつでも帰校できるように準備する。
- ・下校については、通常どおり行う。

※地震発生から1週間後、国からの発表を受け、大地震発生の可能性がなくなったわけではないことを留意しながら、通常どおりの教育活動を行う。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）の場合

- ・通常どおりの教育活動を行う。